

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

会計管理者の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県予算規則の一部改正)

第1条 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監、文化観光局長、<u>行政監察監及び会計管理者</u>を含む。)、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、議会議務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、議会議務局、教育委員会事務局(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第1条の2第3項に規定する本庁をいう。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>第21条 知事は、前3条の規定により繰越しの決定をしたときは、直ちにその旨を<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>(歳入の出納の状況等の報告)</p> <p>第24条 <u>会計管理者</u>は、各四半期の当初、歳入の収納の状況、歳出の支出の状況、公金の現在高及び公金の運用の状況を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(防災監、文化観光局長及び<u>行政監察監</u>を含む。)、<u>会計局長</u>、<u>庶務集中局長</u>、議会議務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2) 主管課長 知事部局、<u>会計局</u>、<u>庶務集中局</u>、議会議務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部において部局内の予算に関する事務を所掌する課の長をいう。</p> <p>(3) 主務課長 知事部局、<u>会計局</u>、<u>庶務集中局</u>、議会議務局、教育委員会事務局(鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第1条の2第3項に規定する本庁をいう。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の課(出納機関を除き、課に相当するものを含む。)の長をいう。</p> <p>第21条 知事は、前3条の規定により繰越しの決定をしたときは、直ちにその旨を<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(歳入の出納の状況等の報告)</p> <p>第24条 <u>出納長</u>は、各四半期の当初、歳入の収納の状況、歳出の支出の状況、公金の現在高及び公金の運用の状況を知事に報告しなければならない。</p>

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の職の設置に関する規則 (昭和39年鳥取県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、<u>会計管理者</u>、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、<u>税務専門員</u>、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、<u>税務主幹</u>、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技</p>	<p>別表 (第 2 条関係)</p> <p>部長、局長、所長、理事監、防災監、医療政策監、行政監察監、次長、参事監、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、<u>副出納長</u>、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、<u>税務専門員</u>、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、筆頭主幹、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、<u>税務主幹</u>、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、助教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、監察員、栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、秘書、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、分場長、試験地長、特別研究員、研究主任、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、車庫長、副車庫長、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、機械技手、検査助手、農業技</p>

<p>手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2) <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>(平成21年鳥取県規則第24号)第6条第1項の規定により置かれる会計局、庶務集中局及び課の長</p> <p>(3)~(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局等及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2) <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>(平成21年鳥取県規則第24号)第6条第1項の規定により置かれる会計局、庶務集中局及び課の長</p> <p>(3)~(5) 略</p>

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 知事等の退職手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																																																																												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の受給手続)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">退職手当金額計算書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">元職名</td> <td colspan="4">知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">退職手当金額</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">副知事</td> <td style="width: 10%;">率</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	退職手当金額計算書						元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長				略	略						退職手当金額	略					副知事	率	月	円		略						<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）第9条の規定に基づき、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の受給手続)</p> <p>第2条 退職手当の支給を受けようとする者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員又は教育長（以下「知事等」という。）が死亡による退職以外の退職をした場合には、在職中の履歴書、所得税法（昭和40年法律第33号）第203条第1項の規定による退職所得の受給に関する申告書、地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の7第1項の規定による退職所得申告書及び同法第328条の7第1項の規定による退職所得申告書</p> <p>(3) 略</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="6" style="text-align: center;">退職手当金額計算書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">元職名</td> <td colspan="4">知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">退職手当金額</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">副知事</td> <td style="width: 10%;">率</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	退職手当金額計算書						元職名	知事、副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長				略	略						退職手当金額	略					副知事	率	月	円		略						略					
退職手当金額計算書																																																																													
元職名	知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長				略																																																																								
略																																																																													
退職手当金額	略																																																																												
	副知事	率	月	円																																																																									
略																																																																													
退職手当金額計算書																																																																													
元職名	知事、副知事、 <u>出納長</u> 、病院事業の管理者、常勤の監査委員、教育長				略																																																																								
略																																																																													
退職手当金額	略																																																																												
	副知事	率	月	円																																																																									
略																																																																													
略																																																																													

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第5条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前																	
別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限												別表第1 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 共通事務に係る事務処理権限																	
事 項		事務処理権限の区分										事 項		事務処理権限の区分															
種 類	内 容	知事	専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者					知事	専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者										
			部 長	課 長	会 計 担 当 職 員	地 方 機 関 の 長	副 知 事	部 長	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員	地 方 機 関 の 長		部 長	課 長	会 計 担 当 職 員	地 方 機 関 の 長	副 知 事	部 長	局 長	課 長	会 計 担 当 職 員	地 方 機 関 の 長						
略												略																	
三 組 織 及 び 人 事 管 理 に 関 す る 事 務												三 組 織 及 び 人 事 管 理 に 関 す る 事 務																	
		2 外国旅行の旅行命令及びその復命の受理 (一) 副知事、部長等(部長若しくはこれに相当する職の職員又は会計管理者をいう。以下三において同じ。)又は総合事務所長に係るもの (二) 略												2 外国旅行の旅行命令及びその復命の受理 (一) 副知事、出納長、部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下三において同じ。)又は総合事務所長に係るもの (二) 略															
		3 内国旅行の旅行命令その他の遊覧命令及びその復命の受理 (一) 略 (二) 部長等に係るもの (三)~(五) 略												3 内国旅行の旅行命令その他の遊覧命令及びその復命の受理 (一) 略 (二) 出納長又は部長等に係るもの (三)~(五) 略															
略												略																	
略												略																	
別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 行旅加減算局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業総室、雇用人材総室、産業展開総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限												別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係) 行旅加減算局、人権局、地域づくり支援局、くらしの安心局、経済産業総室、雇用人材総室、産業展開総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限																	
所 属 名 種 類		事 項 内 容		事務処理権限の区分										所 属 名 種 類		事 項 内 容		事務処理権限の区分										地方機関の長の名称	
				知事	専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者							知事	専 決 権 者					委 任 決 裁 権 者					地方機関の長の名称	
					部 長	局 長	課 長	地 方 機 関 の 長	副 知 事	部 長	局 長	課 長	地 方 機 関 の 長	部 長				局 長	課 長	地 方 機 関 の 長	副 知 事	部 長	局 長	課 長	地 方 機 関 の 長				
略														略															
財 源 確 保 室		鳥取県公有財産事務取扱規則 (昭和39年鳥取県規則第27号) に基づく知事の権限に属する事務		2 同規則第2条の規定による公有財産の増減又は現在高に基づいての会計管理者への通知										財 源 確 保 室		鳥取県公有財産事務取扱規則 (昭和39年鳥取県規則第27号) に基づく知事の権限に属する事務		2 同規則第2条の規定による公有財産の増減又は現在高に基づいての出納長への通知										地方機関の長の名称	
略														略															
略														略															

(鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第6条 鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公有財産の増減通知)</p> <p>第42条 知事は、毎会計年度における公有財産の増減高及び毎会計年度末における公有財産の現在高を翌年度の6月10日までに公有財産増減通知書(様式第21号)により<u>会計管理者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(公有財産の増減通知)</p> <p>第42条 知事は、毎会計年度における公有財産の増減高及び毎会計年度末における公有財産の現在高を翌年度の6月10日までに公有財産増減通知書(様式第21号)により<u>出納長</u>に通知しなければならない。</p>

(鳥取県宿舍管理規則の一部改正)

第7条 鳥取県宿舍管理規則(昭和57年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(入居資格等)</p> <p>第5条 宿舍(駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。)に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 特定宿舍 次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>知事及び副知事</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(宿舍の入居者等の決定)</p> <p>第6条 宿舍に入居を希望する者(知事及び副知事を除く。)は、<u>宿舍入居申込書(様式第1号)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(入居資格等)</p> <p>第5条 宿舍(駐車場を除く。以下この条、次条、第8条から第14条まで及び第16条から第20条までにおいて同じ。)に入居できる者は、次の各号に掲げる宿舍の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 特定宿舍 次に掲げる者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>知事、副知事及び出納長</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(宿舍の入居者等の決定)</p> <p>第6条 宿舍に入居を希望する者(知事、<u>副知事及び出納長</u>を除く。)は、<u>宿舍入居申込書(様式第1号)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

(鳥取県会計規則の一部改正)

第8条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条項	改正前	改正後
第2条第1号	第1条	第2条
	会計局、庶務集中局	会計管理者
第5条第1項	会計局及び庶務集中局	会計管理者

	会計指導課長	会計局長、会計指導課長
第5条第4項	会計局及び庶務集中局	会計管理者
第5条の2第1項	会計局	会計管理者（庶務集中局を除く。）
第5条の2第2項	地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
	出納長	会計管理者
第5条の3第1項	会計局、庶務集中局	会計管理者
第5条の3第2項	会計局及び庶務集中局	会計管理者
第5条の3第3項	旧法	法
第6条の見出し及び同条	出納長	会計管理者
第6条	旧法	法
第7条	出納長	会計管理者
第16条第3項		
第18条第1項		
第18条の3		
第19条の見出し	出納長等	会計管理者等
第19条	出納長	会計管理者
第21条		
第22条第1項及び第3項		
第23条		
第25条第1項から第3項まで		
第25条の2	地方自治法（以下「法」という。）	法
第26条第3項	出納長	会計管理者
第26条の2第1項、第2項、第4項及び第5項		
第27条第8項		
第30条第1号		
第33条		
第37条第1項		
第38条		
第40条の2第1項第1号		
第41条		
第48条		
第52条第1項から第4項まで		
第53条		
第54条		
第55条		
第56条第3項		

第58条		
第59条第1項及び第3項		
第60条		
第61条		
第62条第1項		
第64条		
第65条		
第66条		
第67条第3項		
第78条第2項		
第79条第2項		
第80条第1項		
第81条		
第89条第2項		
第91条第1項及び第3項		
第92条の2第2項		
第93条		
第94条		
第95条		
第97条第1項から第3項まで		
第97条の2		
第98条		
第99条第1項及び第2項		
第101条第2項及び第3項		
第103条第1項及び第2項		
第104条第2項		
第105条		
第107条		
第138条		
第152条		
第153条第1項		
第154条		
第159条		
第160条第1項第1号及び第2号並びに第2項第4号		
第164条		
第167条		
第169条		
第170条		
第172条第6項		
第173条		
第176条第2号及び第3号	副出納長、出納員	出納員
第177条第1項	出納長	会計管理者
別表第1の鳥取県立公文書館の項	副主幹	主幹
別表第2の15の項	出納長	会計管理者
様式第1号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者

様式第2号		
様式第4号		
様式第5号		
様式第6号		
様式第7号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	出納長	会計管理者
様式第8号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第9号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	出納長	会計管理者
様式第13号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第14号		
様式第14号の2		
様式第15号		
様式第16号		
様式第18号		
様式第19号		
様式第20号		
様式第21号		
様式第22号		
様式第23号		
様式第24号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
	副出納長	会計局長
	会計課長	会計指導課長
様式第25号	出納長	会計管理者
様式第26号		
様式第29号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第32号		
様式第33号		
様式第34号		
様式第35号		
様式第37号		
様式第41号	出納長	会計管理者
様式第42号		
様式第43号		
様式第43号の2		

(鳥取県会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

第9条 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(平成19年鳥取県規則第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたと</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 統轄店は、前項の領収済通知書の送付を受けたと</p>

<p>きは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を 知事及び<u>会計管理者</u>に送付しなければならない。</p> <p>4～6 略</p>	<p>きは、別に定めるものを除くほか、領収済通知書を 知事及び<u>出納長</u>に送付しなければならない。</p> <p>4～6 略</p>
---	---

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第10条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 庶務集中局長(鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)第2条の規定により設置された庶務集中局長をいう。以下同じ。)が特に備品として管理することが必要と認める物品</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、知事部局(会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。)の本庁各課(課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生</p>	<p>(分類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる物品は、それぞれ当該各号に定めるものに属するものとする。</p> <p>(1) 性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品又は長期間にわたって保存しようとする物品のうち、次に掲げるもの 備品</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 庶務集中局長(鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則(平成21年鳥取県規則第24号)第1条の規定により設置された庶務集中局長をいう。以下同じ。)が特に備品として管理することが必要と認める物品</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(物品出納員)</p> <p>第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局長等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、知事部局の本庁各課(課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。)、会</p>

活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。)、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

3及び4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品(会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

2 略

(出納の登録)

第11条 会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。

(1)~(6) 略

計局、庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。以下同じ。)、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

2 知事は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、出納長をして物品の出納及び保管に関する事務の一部を委任させるものとする。

3及び4 略

(物品保管主任)

第5条の2 知事は、使用中の物品(出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。)の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計局、庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下「本庁各課等」という。)、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館(以下「機関等」という。)に物品保管主任を置く。

2 略

(出納の登録)

第11条 出納長、出納員、分任出納員又は物品出納員は、物品の出納の通知を受けたときは、物品を管理するための情報処理システムで庶務集中局が所管するもの(以下「物品管理システム」という。)の物品出納簿(以下「物品出納簿」という。)にその受払いを登録しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、契約・交付伺書、寄附物品受納伺書等をもって物品出納簿に代えることができる。

(1)~(6) 略

<p>2 略</p> <p>(物品の照合)</p> <p>第14条 <u>会計管理者</u>、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、その保管に係る物品を毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により貸付期間を延長された貸付物品については、貸付期間中に1回以上照合するものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>(物品の照合)</p> <p>第14条 <u>出納長</u>、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、その保管に係る物品を毎年1回以上物品出納簿と照合し、その年月日及び照合済の旨を検査票に記載しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により貸付期間を延長された貸付物品については、貸付期間中に1回以上照合するものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(使用のための払出し)</p> <p>第15条 <u>会計管理者</u>、出納員、分任出納員又は物品出納員は、所属長に物品を払い出すときは、物品交付通知書によりこれを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>2 略</p> <p>(使用のための払出し)</p> <p>第15条 <u>出納長</u>、出納員、分任出納員又は物品出納員は、所属長に物品を払い出すときは、物品交付通知書によりこれを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>
<p>(返納)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定により返納された物品については、同項ただし書の場合を除き、これを<u>会計管理者</u>に引き継がなければならない。</p>	<p>(返納)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定により返納された物品については、同項ただし書の場合を除き、これを<u>出納長</u>に引き継がなければならない。</p>
<p>(保管換え)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条第2項の規定により<u>会計管理者</u>に引き継がれた物品の保管換えは、物品保管換請求伺書、物品保管換請求書及び物品交付通知書により行わなければならない。</p>	<p>(保管換え)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第20条第2項の規定により<u>出納長</u>に引き継がれた物品の保管換えは、物品保管換請求伺書、物品保管換請求書及び物品交付通知書により行わなければならない。</p>
<p>第37条 出納機関の出納員は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、物品現在数報告書により、出納機関の長を経て翌年度の6月15日までに<u>会計管理者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>第37条 出納機関の出納員は、取得価格が100万円以上の物品について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在数を、物品現在数報告書により、出納機関の長を経て翌年度の6月15日までに<u>出納長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 出納員等は、特別の理由により前項の期間内に引き継ぐことができないときは、<u>会計管理者</u>の指示を受けなければならない。</p>	<p>(出納員等の引継ぎ)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 出納員等は、特別の理由により前項の期間内に引き継ぐことができないときは、<u>出納長</u>の指示を受けなければならない。</p>

第11条 鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条項	改正前	改正後
第10条	出納長	会計管理者
第11条		
第12条第3項		
第13条第3項		

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

第12条 鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条項	改正前	改正後
第9条第1項	出納長	会計管理者
第10条第2項及び第3項		
第14条第2項		
様式第5号		
様式第5号の2		
様式第6号		
様式第6号の2		
様式第8号	鳥取県出納長	鳥取県会計管理者
様式第8号の2		
様式第16号	出納長	会計管理者
様式第17号		

（鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正）

第13条 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>（8）知事、副知事、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</p> <p>（9）略</p> <p>（10）知事部局の本庁各課（課に相当するものを含</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（7）略</p> <p>（8）知事、副知事、<u>出納長</u>、代表監査委員及び教育長並びに部又は機関に所属する職員が行う本邦における航空旅行に係る役務費のうち知事が別に定めるものに係る支払に関する事務</p> <p>（9）略</p> <p>（10）知事部局の本庁各課（課に相当するものを含</p>

<p>み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。)、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。)、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下この号において「本庁各課等」という。)において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務</p>	<p>み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。)、<u>会計局、庶務集中局</u>、議会事務局、教育委員会事務局の各課等(課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。)、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局(以下この号において「本庁各課等」という。)において鳥取県会計規則第38条の2第3項の規定により支出負担行為兼支出仕訳書により支払うことができる経費の支払並びに庶務集中局長が本庁各課等に常時購入を委嘱することとした物品の購入及び支払に係る事務</p>
--	---

(鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則の一部改正)

第14条 鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計管理者組織規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局、課及び内部組織の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(局、課及び内部組織の設置)</p> <p><u>第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる担当等を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第1条 出納長の権限に属する事務を処理し、及び知事の権限に属する事務の一部を分掌させるため、会計局及び庶務集中局を置く。</u></p> <p>(課及び内部組織の設置)</p> <p><u>第2条 次の表の左欄に掲げる局に、同表中欄に掲げる課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる担当等を置く。</u></p>

局及び課	内部組織	局	課	内部組織
略		略		
<p>(会計局の各課の所掌事務)</p> <p>第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 現金(会計管理者が直接収納したものを除く。)及び財産(基金に属する動産を除く。)の記録管理に関すること。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 地方自治法(平成22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。</p> <p>(12) 会計管理者の秘書に関すること。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>審査出納課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 現金(会計管理者が直接収納したものに限る。)の記録管理に関すること。</p> <p>(4) 法第232条の4第2項の規定による支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(内部組織の所掌事務)</p> <p>第5条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、局長及び会計管理者(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2 略</p>		<p>(会計局の各課の所掌事務)</p> <p>第3条 会計局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>会計指導課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 現金(出納長が直接収納したものを除く。)及び財産(基金に属する動産を除く。)の記録管理に関すること。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第243条の2に規定する職員の賠償責任に係る事務に関すること。</p> <p>(12) 出納長の秘書に関すること。</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>審査出納課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 現金(出納長が直接収納したものに限る。)の記録管理に関すること。</p> <p>(4) 旧法第232条の4第2項の規定による支出負担行為の確認に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(内部組織の所掌事務)</p> <p>第5条 内部組織の所掌事務は、課の長が定め、局長及び出納長(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2 略</p>		

(鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則の一部改正)

第15条 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「削除条」という。)を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計管理者等事務決裁規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計管理者</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び旅費出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 常時知事、<u>会計管理者</u>又は出納機関の出納員に代わって知事、<u>会計管理者</u>又は出納機関の出納員の名において決裁することをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 委任決裁 知事又は<u>会計管理者</u>の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事又は<u>会計管理者</u>に代わって自己の名において決裁することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 正当決裁権者 知事、<u>会計管理者</u>、出納機関の出納員、旅費出納員、専決権者又は委任決裁権者をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 局長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>(平成21年鳥取県規則第24号)第2条の規定により設置された会計局又は庶務集中局長をいう。</p> <p>(11) 課長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第2条の規定により設置された会計指導課、審査出納課又は集中業務課の長をいう。</p> <p>(12) 室長 <u>鳥取県会計管理者組織規則</u>第2条の規定により設置された物品・契約室の長をいう。</p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>(知事の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる事務を<u>会計管理者</u>に委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務は、<u>会計管理者</u>の決裁事項</p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>会計局及び庶務集中局</u>において処理する事務並びに出納機関の出納員及び旅費出納員の事務の決裁に関し必要な事項を定め、もって事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 専決 常時知事、<u>出納長</u>又は出納機関の出納員に代わって知事、<u>出納長</u>又は出納機関の出納員の名において決裁することをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 委任決裁 知事又は<u>出納長</u>の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事又は<u>出納長</u>に代わって自己の名において決裁することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 正当決裁権者 知事、<u>出納長</u>、出納機関の出納員、旅費出納員、専決権者又は委任決裁権者をいう。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>(10) 局長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>(平成21年鳥取県規則第24号)第1条の規定により設置された会計局又は庶務集中局長をいう。</p> <p>(11) 課長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>第2条の規定により設置された会計指導課、審査出納課又は集中業務課の長をいう。</p> <p>(12) 室長 <u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則</u>第2条の規定により設置された物品・契約室の長をいう。</p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>(知事の権限に属する事務の委任等)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる事務を<u>出納長</u>に委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事務は、<u>出納長</u>の決裁事項とす</p>

とする。

3 略

4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長並びに会計担当職員及び集中化業務決裁職員（それぞれの課の職員のうち課長があらかじめ定める室長、課長補佐、主幹及び副主幹並びにこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同条第1項ただし書中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

5及び6 略

7 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

（会計管理者の決裁事項等）

第4条 会計管理者の決裁事項は、別表第2の事務処理権限の区分の会計管理者の欄に 印により定めるとおりとする。

2 会計管理者の権限に属する事務についての局長、課長及び会計員の専決事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

3 局長、課長及び出納機関の出納員の委任決裁事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により定めるとおりとする。

（代決）

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに

る。

3 略

4 知事の権限に属する事務についての会計局長、庶務集中局長、課長並びに会計担当職員及び集中化業務決裁職員（それぞれの課の職員のうち課長があらかじめ定める室長、課長補佐、主幹及び副主幹及びこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

5及び6 略

7 知事の権限に属する事務についての会計局長、庶務集中局長、課長の委任決裁事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第6条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

（出納長の決裁事項等）

第4条 出納長の決裁事項は、別表第2の事務処理権限の区分の出納長の欄に 印により定めるとおりとする。

2 出納長の権限に属する事務についての会計局長、庶務集中局長、課長及び会計員の専決事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に 印により定めるとおりとする。

3 会計局長、庶務集中局長、課長及び出納機関の出納員の委任決裁事項は、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に 印により定めるとおりとする。

（代決）

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに

不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	副知事	会計管理者
会計管理者	主務局長	主務課長
略		
課長	略	
	(2) 会計管理者の権限に属する事務	
	略	
略		

2 略

(会計管理者の事務を代理する職員)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第170条第3項の規定により会計管理者の事務を代理させる職員は、会計局長(会計局長に事故があるときは、会計局会計指導課長)とする。

別表第2(第4条関係)

所属名	事項	内容	事務処理権限の区分						出納機関の名称
			会計管理者	専決権者	委任決裁権者		出納機関の出納員		
			局長	課長	会計員	局長	課長	出納機関の出納員	
会計指導課	法に基づく会計管理者の権限に属する事務	1 法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納(基金に属する現金に係るものに限る。)及び保管(歳入現金及び歳入歳出外現金の金融機関への預金の方法によるもの並びに基金に属する現金に係るものに限る。)							
		2 法第170条第2項第3号に掲げる有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納及び保管							

不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
知事	副知事	主務局長
出納長	副出納長	主務局長
略		
課長	略	
	(2) 出納長の権限に属する事務	
	略	
略		

2 略

(出納長の職務を代理する上席の出納員)

第8条 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。)第170条第6項の上席の出納員は、会計局に置かれた出納員のうちあらかじめ出納長が指定した出納員とする。

別表第2(第4条関係)

所属名	事項	内容	事務処理権限の区分						出納機関の名称
			出納長	専決権者	委任決裁権者		出納機関の出納員		
			局長	課長	会計員	局長	課長	出納機関の出納員	
会計指導課	旧法に基づく出納長の権限に属する事務	1 旧法第170条第2項第1号に掲げる現金の出納(基金に属する現金に係るものに限る。)及び保管(歳入現金及び歳入歳出外現金の金融機関への預金の方法によるもの並びに基金に属する現金に係るものに限る。)							
		2 旧法第170条第2項第3号に掲げる有価証券(公有財産又は基金に属するものに限る。)の出納及び保管							

集中業務課	一 法に基づく会計管理者の権限に属する事務	1 法第70条第2項第4号に掲げる物品（基金に属する動産を含み、収入証紙を除く。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）																		
		(一)-(三) 略																		
集中業務課	一 旧法に基づく出納長の権限に属する事務	1 旧法第70条第2項第4号に掲げる物品（基金に属する動産を含み、収入証紙を除く。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）																		
		(一)-(三) 略																		

第16条 鳥取県会計局及び庶務集中局等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

所属名	事項		事務処理権限の区分								地方機関の長の名称		
	種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者					
				会計管理者	局長	課長	会計担当職員	集中業務決裁職員	会計管理者	局長		課長	地方機関の長
共通	人事管理に関する事務	所属職員の内部組織の所属への決定（課長、課長補佐、室長及び室長補佐に係るものを除く。）											
会計指導	一 法に基づく知事の権限に属する事務	1 法第171条第2項の規定による出納員その他の会計職員の任命		○									
課	二 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第168条第1項の規定による指定金融機関の指定	○										
		2 同令第168条第3項又は第4項の規定による指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定											
		3 同令第168条第7項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取											
三 鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）に基づく知事の権限に属する事務		1 同条例第5条第3項の規定による証紙の小売りさばき人の指定		○									
		2 同条例第7条第1項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定 (一) 現金の還付の認定 ア 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所において現金還付請求書を受理										○	中部総合事務所長、西部

	5 同規則第32条第1項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認						○						
	6 同規則第34条第3項の規定による物品の交換の承認						○						
	7 同規則第35条第2項の規定による物品の譲与又は減額譲渡の承認						○						
五 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第1条第1項に規定する用品（以下「用品」という。）の交付単価の決定						○						
六 その他の知事の権限に属する事務	1 集中化事務及び物品に係る支出負担行為 (一) 物品に係るもの (1) 1件2,000万円以上のもの (2) 1件100万円以上2,000万円未満のもの (3) 1件100万円未満のもの (二) (一)以外のもの (1) 1件2,000万円以上のもの (2) 1件2,000万円未満のもの						○			○			
	2 集中化事務及び用品に係る支出命令 (一) 用品に係るもの (1) 1件1,000万円以上のもの (2) 1件100万円以上1,000万円未満のもの (3) 1件100万円未満のもの (二) (一)以外のもの (1) 1件1,000万円以上のもの (2) 1件1,000万円未満のもの ア イ以外のもの イ 1件20万円未満のもの（鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則第2条第10号に係る事務を行う場合に限る。）									○		○	

	<p>3 知事部局本庁（行財政改革局自治研修所、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所を除く。）及び労働委員会事務局における委託、役務及び賃借契約（予定価格が20万円以上のものに限る。）に係る競争入札（総合評価方式によるものを除く。）の執行又は随意契約（2人以上の者から見積書を徴するもの限り、プロポーザル方式によるものを除く。）による場合の見積書の徴取</p> <p>(一) 1件2,000万円以上のもの</p> <p>(二) 1件2,000万円未満のもの</p>																	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月11日から施行する。

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した出納長に対する退職手当については、なお従前の例による。

(鳥取県会計規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第8条の規定による改正前の鳥取県会計規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、第8条の規定による改正後の鳥取県会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新会計規則に定める様式として使用することができる。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第12条の規定による改正前の鳥取県収入証紙規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、第12条の規定による改正後の鳥取県収入証紙規則（以下「新収入証紙規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新収入証紙規則に定める様式として使用することができる。